

○議 事 日 程（第 2 号）

令和 7 年 3 月 18 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第 9 号 指定管理者の指定について
- 日程第 4 議案第 10 号 関ヶ原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 11 号 関ヶ原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 12 号 関ヶ原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 13 号 関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 14 号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 15 号 関ヶ原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 16 号 関ヶ原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 17 号 関ヶ原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 18 号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 19 号 関ヶ原町企業版ふるさと納税基金条例の制定について
- 日程第 14 議案第 20 号 関ヶ原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 21 号 関ヶ原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 22 号 関ヶ原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 23 号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 24 号 関ヶ原町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 25 号 関ヶ原町グリーンウッド関ヶ原の設置及び管理に関する条例の一部を

改正する条例について

- 日程第20 議案第26号 関ヶ原町都市公園に係る移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第27号 関ヶ原町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第28号 関ヶ原町水道法施行条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第29号 関ヶ原町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第30号 関ヶ原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第31号 令和7年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金について
- 日程第26 議案第32号 令和7年度関ヶ原町一般会計予算
- 日程第27 議案第33号 令和7年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第28 議案第34号 令和7年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第29 議案第35号 令和7年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
- 日程第30 議案第36号 令和7年度関ヶ原町介護保険特別会計予算
- 日程第31 議案第37号 令和7年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第32 議案第38号 令和7年度関ヶ原町水道事業会計予算
- 日程第33 議案第39号 令和7年度関ヶ原町公共下水道事業会計予算
- 日程第34 議案第40号 令和7年度関ヶ原町農業集落排水事業会計予算
- 日程第35 議案第41号 関ヶ原町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第36 町議第1号 関ヶ原町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 町議第2号 関ヶ原町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第38 町議第3号 関ヶ原町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（8名）

1番	北村一磨君	2番	吉田仁君
3番	子安健司君	4番	中川武子君
5番	田中由紀子君	6番	松井正樹君
7番	谷口輝男君	8番	高木博之君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	西脇康世君	副町長	藤田栄博君
教育長	渡邊勝敏君	参事兼総務課長	澤頭義幸君
企画政策課長	高木久之郎君	地域振興課長	関東正晃君
会計管理者 兼税務課長	福安健司君	住民課長	西村克郎君
産業建設課長	兒玉勝宏君	水道環境課長	坂東崇君
診療所事務局長 兼医療保健課長	山田勝君	介護事業課長	吉森明博君
教育課長	徳永英俊君	西消防署長	桐山潤君
古戦場活用推進課長	安部樹君		

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	難波真哉	書記	西尾英典
書記	西村里美		

開議の宣告

○議長（谷口輝男君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口輝男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、6番 松井正樹君、8番 高木博之君を指名します。

日程第2 一般質問

○議長（谷口輝男君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

3番 子安健司君。

[3番 子安健司君 一般質問]

○3番（子安健司君） 議長のお許しをいただきましたので、私は関ヶ原町のインフラ整備・ライフラインについて伺います。

1月28日に埼玉県八潮市で、道路が陥没し、走行中のトラックが転落するという事故が発生しました。原因は下水道管の老朽化による損傷ということで、被害はトラックの方だけでなく、近隣の住民の方、店舗の方などが避難や下水道の使用自粛を強いられるなど、大変な事故になりました。このようなインフラの老朽化による事故は、規模の大きさに関わらず全国的に発生しており、大きな問題になっております。

関ヶ原町でも西町地区や野上地区において、水道管の老朽化による漏水で、一部の住民の方、商店の方に被害が出るという事故が発生しております。ほかにも建物や道路、橋梁など数多くのインフラ整備がありますが、地下に埋められていて目視ができない水道管、下水管については、しっかりとした点検や維持管理が必要となります。

そこで、水道環境課長に上下水道設備について伺います。

現在、関ヶ原町内の地下に埋められている水道管、下水管の管の太さ、種類、もし町なかで破裂した場合、埼玉県のような大事故につながる可能性の有無について、また関ヶ原町の水道管、下水管の総延長と、耐用年数を過ぎた管、更新または修繕が必要と思われる管がどの程度あるのか、お答えください。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

坂東水道環境課長。

○水道環境課長（坂東 崇君） 失礼します。

関ヶ原町のインフラ整備・ライフラインについて答弁をさせていただきます。

町内の上下水道管の状況でございますが、まず上水道についてお答えさせていただきます。町内に布設されている管路の総延長は約102.1キロで、そのうち配水管は約98.5キロメートルでございます。主要な管の太さは75ミリから150ミリで、管の種類は硬質塩化ビニル管やダクタイル鋳鉄管及び配水用ポリエチレン管でございます。耐用年数に関しましては、法定年数を経過している管路は約33.4キロメートルで、配水管の総延長に対し約34%を占めており、計画的に更新・修繕を進めているところでございます。

次に、下水道についてでございますが、下水道区域内に埋設されている公共下水道施設で管路の総延長は約68.1キロメートル、今須農業集落排水施設では管路の総延長は約13.7キロメートルで、主要な管の太さは150ミリと200ミリで、種類は硬質塩化ビニル管でございます。公共下水道の区域内で最大の管径は、幹線管路で太さ1メートルのヒューム管でございます。耐用年数につきましては、公共下水道施設及び農業集落排水施設ともに現在のところ法定年数を経過している管路はございません。

上水道では、配水管の経年劣化による漏水もしばしば確認され、広範囲に及ぶ断水や水圧の低下、道路の損傷等、御迷惑をおかけしていることもございます。

御質問の埼玉県で発生したような大規模な事故については、町内全体に大口径の管路は少ないことから、可能性は低いものと考えておりますが、事故情報を把握し、町内の管路布設路線において目視での確認巡視を行ったところでございます。

上下水道施設は、住民生活に欠かせない重要なライフラインでございますので、上水道では日常の見回りによる点検や道路の異常等、また漏水調査による早期発見を徹底し、下水道管路につきましては、ストックマネジメント計画に基づき、定期的な管路の点検を実施し、補修・修繕が必要な管路について順次修繕を行い、今後も安定した水道の給水と下水処理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（谷口輝男君） 再質問を許します。

〔3番議員挙手〕

3番 子安健司君。

○3番（子安健司君） 上水道について、更新時期を迎えている管、更新されていなければいけない管が、これだけあるということでございます。この数字が全国的な平均とか近隣の市町村と比較して多いのか少ないのかというのは分かりませんが、できる限り早い対策を取らなければいけない問題でございます。

現在、関ヶ原町では、子育て支援施設の建築や笹尾山周辺の整備をはじめとするグランドデザイン事業、また今須問屋場の利活用、公園の計画など少子化対策、そして魅力のあるまちづ

くりのための事業が数多く進められております。私も賛同しておりますし、大変有意義な施策であると思っております。

一方で、住民の方の安心・安全な生活の根幹となるインフラ事業、特に上下水道事業についてもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。決しておろそかにされているとは思いませんが、実際に西町や野上では大きな漏水事故が発生しております。本来、定期的な管の更新が行われていれば防げていた事故かもしれません。たまたま起こった事故かもしれませんが、結果的には余分な工事費がかかり、住民の方に御迷惑、御心配をかけることとなりました。

そこで、ただいまの水道環境課長の答弁、そしてこのたびの埼玉県事故などを踏まえた上で、関ヶ原町のインフラ整備の現状についてと今後の設備計画について、町長のお考えを伺います。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 今御質問いただきまして、関ヶ原町の下水また上水管、関ヶ原町の地盤については非常に固いということで、管路の上の部分については、埼玉の事件のように何か穴が空いたときには多少は吸われるかと思えますけれども、周りの地盤が非常に固いということで、その吸い出しというのはあまりできないのではないかと、そんなことで多少は安心しておりますし、また管路も幅、口径も小さいということで、あれほどの事件にはならないだろうというふうには思っているところでございます。

しかしながら、やはり老朽化するとともに管路の継ぎ目等、隙間等から穴が空くとか、また漏水がするとか、そういった問題はありますので、やっぱり水量等の調査を定期的に行いながらやっていきたいと思っているところでございます。

そんなことから、来年度、令和7年度の予算においては、国のほうの補助がつけばという条件はつきますけれども、衛星による調査、こういったことができないかということで、一応国に手を挙げさせていただいておるところでございまして、そういった衛星からの調査によって漏水箇所が発見等々ができれば、これまた対応が非常にしやすいだろうというふうに思っておりますので、順次進めていきたいなと思っているところでございます。

しかしながら、水道にしても下水道にしても、住民の数が少なくなってきたということで使用料等の収入が非常に少ないということから、近年、町のほうの一般会計からの出資といえますか、資金援助をしながら運営をしているという状況でございまして、限られた財源の中でより効率的に事業を進めなければいけないというふうに思っているところでございます。

上水道の老朽管、三十数%あるというお話ですけれども、何とかこれにつきましても毎年僅かずつですけれども更新をさせていただいているところでございまして、これをもうちょっとでも進められるように、また御理解を賜ればというふうに思っているところでございます。

ので、よろしくお願いたします。

○議長（谷口輝男君） 再々質問を許します。

〔3番議員挙手〕

3番 子安健司君。

○3番（子安健司君） 今のインフラの整備、ぜひとも極力ゼロに近づくようお願いをいたしたいと思います。

ただいま使用料の見直しの話が出ましたが、現在、水道事業、それから下水道事業、農業集落排水事業の3事業とも、営業収益に対する営業費用だけを見ましても予算の段階から大幅な赤字であります。昨今の物価上昇、そして人件費の上昇による支出の増加、また人口減少による使用量の減少を考えますと、今町長がおっしゃられましたように一般会計からの補助、出資金がこれからもどんどん増えるということが予想されます。

私も今後の住民の方の安心・安全な生活のためにも各事業の使用料の見直しは喫緊の課題ではないかと考えております。特に下水道事業に関しましては、かなり長い間見直しが行われておりません。将来を見越し、将来に大きな負担のかかることのないよう、早急に検討をいただきたいと思ひます。

使用料の見直しについて、もし具体的な事柄があれば、町長のお考えを伺います。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 使用料につきましては、水道につきましては、私が町長に就任した、その年に値上げをさせていただいたと記憶しております。下水道については、今御指摘のありましたように、開設のときに料金が定められてから改定はされていないと理解しております。

上水道につきましては、今、第4次拡張計画、これが今、藤古川ダムを渡る水道管の布設が終わりまして、何とか今須からの水道が行ったということでございますけれども、まだ今須のほうで井戸を掘らなければいけないとか、そういった作業が残っておりますので、まだ今後どれほどその事業費がかかるかということについては計算が立たないという状況でございます。

そんなことから、大体めどがついた段階で今後の負債等の償還ということについての資金の不足分が見えてくるわけでございますので、その段階においては水道料金の見直しを検討しなきゃいけないだろうというふうに思っているところでございます。

ただ、関ヶ原町の水道料金、西濃圏域を見たときに、非常に高い状況にあるというのは十分理解しておるところでございますので、何とかその中で住民の方の御理解をいただける範囲で値上げをさせていただき、これから長く水道が供給できるような、そんな体制がつくっていければというふうに思っておるところでございます。

また、下水道のほうにつきましても今後の動向、また施設の維持管理、これについても見直

しをしていく時期が来るだろうというふうに思っているところでございますので、適切な時期に値上げ等の議論を始めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これで3番 子安健司君の一般質問を終わります。

続きまして、8番 高木博之君。

〔8番 高木博之君 一般質問〕

○8番（高木博之君） 議長のお許しを得たので質問をさせていただきます。

質問項目といたしましては、耕作放棄地などの対策について。

質問の要旨。町内農地について、年々耕作放棄地の増加が目立つようになってきました。数年で、放置された土地はススキやセイタカアワダチソウなどが繁茂し、道路沿線では見通しが悪くなり、通行の妨げにもなっております。農業従事者の高齢化や後継者の不在により、今後も耕作放棄地の増加が予想されます。場所によっては、耕作者以外の方が借りられて活用されている事例もあります。高齢者の方が多く、獣害や雑草対策への労力負担が大きいため、今後耕作を継続していくことが困難な状況が多く見受けられます。

そこで、一つの負担軽減策として自走式草刈り機の貸出しや購入補助制度が考えられますが、町長のお考えをお伺いいたします。よろしく願いします。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

児玉産業建設課長。

○産業建設課長（児玉勝宏君） 失礼いたします。

耕作放棄地などの対策について、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、本町の遊休農地、いわゆる耕作放棄地の状況でございますが、令和6年度末現在、関ヶ原町の農地に対しまして12.2ヘクタール、約4.3%が遊休農地として把握しておりまして、年々微増傾向でございます。

遊休農地の把握につきましては、本町の農業委員会で年に1回、農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールでございますが、そのほか農地利用意向調査を行い、農地中間管理機構の活用を提案するなど、その解消に努めております。

また、ぎふアグリチャレンジ支援センターと連携して、就農希望者に対し関ヶ原町の貸付けを希望されている農地の御紹介を行い、実際に耕作放棄地の解消も行っているところでございます。

次に、遊休農地防止の施策としまして、農業生産活動を通じて遊休農地の発生防止等に取り組む中山間地域等直接支払制度や地域の共同利用により水路、農道等の保全管理する多面的機能支払交付金制度を活用し、各地域で遊休農地の発生防止に向けた取組を支援しております。

また、町の事業でございますが、あぜの草刈りの負担を減らすために、防草シート等の購入費に対して補助する制度を活用していただき、少しでも遊休農地の防止になればと考えており

ます。

御提案の自走式の草刈り機の貸出しや購入補助制度の支援でございますが、耕作放棄地の発生防止を目的とする要件の精査が必要であり、また個人資産の保全のために使われるだけでなく、農道等、公共の草刈りなどに御協力をいただきたいとも思いますし、農地保有者のニーズに合った制度設計も必要でございますので、課題を洗い出し、調査・研究を進めていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（谷口輝男君） 再質問を許します。

〔8番議員挙手〕

高木博之君。

○8番（高木博之君） 今後とも検討していただくということでございますが、近隣では、垂井町のほうでは自走式の草刈り機については補助金、貸し出す事業主体についてはある程度の要件等がございますが、その辺でいろいろと、貸し出すというか、購入するとなると補助をもらっても結構な金額になると思いますので、ある町村においては貸出しをされているんですが、それは町村でやるというのがなかなか難しいです。ある特定の業者なりに貸出しの事務をやっていただいて、実費等をいただきながらやっておるというのも聞いております。

関ヶ原町の場合でしたら、シルバーのほうへちょっと機械のほうを貸与するなりして、シルバー人材センターのほうでその辺を対処いただくなりの方があると思うんですし、よその場合ですと、関ヶ原町の場合は4.3%、これが多いか少ないかも分かりませんが、農地以外についても、道路沿いの雑種地などについても草刈り等をしていただければ、その辺も見通し、景観の向上にもなりますので、具体的にも今後考えていただければ、その辺も検討していただけるかどうか、ちょっとお伺いをいたします。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

先ほど、まず最初に垂井町の例が御質問の中であったと思うんですが、垂井町におきまして、確かに自走式の草刈り機に対する補助をなさっていらっしゃいますけど、それ以外にも補助制度、あちらの町につきましては多岐にわたっております。トラクターとかそういったものについて、認定農業者的などところについては補助をしているというようなところでございます。

また、貸出しをしている町についても確かに聞いたことはございまして、そういったこともなされているというようなこともあるわけですが、実際において、うちではまだそこまでは至っていないと。まだ、先ほどの答弁でもありましたけど、今後もっと総合的なことを検討しながら進めていかなければいけないんじゃないかなと思っております。

耕作放棄地の問題につきましては、もちろん機械の件もあるんですけど、やはりほかにも

深い問題がございますので、例を言いますと、所有者が不明な農地ですね、相続がなされずに放置されている農地、それから不在村地主といたしまして、ほかのまち、大垣とか名古屋に住んでいらっしゃるって、農地をこっちに持っていらっしゃるだけの土地、それから土地持ちの非農家、土地は持っているけれども農業は一切やらないよといったような方もいらっしゃるわけですね。そういった方に対して、こういった制度を使うと果たして解消に進んでいくのか、その辺も考えていかななくてはいけない問題ですので、総合的に、繰り返しになりますけど、検討していきたいなと思っているところがございます。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） 再々質問を許します。

〔8番議員挙手〕

8番 高木博之君。

○8番（高木博之君） すみません、私の自治会の例を申しますと、耕作放棄地ですね、地域内の自治会で一部畑を借りておる人が隣のところをエンジン式で刈っているんですが、とても負担が大きいというようなことで、課長が言われるように不在地主等が見える場合は、その辺も自治会の近くですと、草刈り作業ですか、年に2回ほどあるんですが、もし、その人の個人が誰や分からないので、その辺を調査していただいて、自治会で購入する場合の補助等も事例として考えられると思うんです。

それが自治会の全ての方がやるかどうかは分かりませんが、うちの自治会の場合は手での草刈り機、エンジンですね、負担が大きいので、その辺も先ほどの話じゃないですけどシルバーのほうに貸し出して、購入するのはどっちや分かりませんが、その辺で管理していただけると、シルバーの場合ですと軽トラもありますので、機械を借りながらやるという方式も考えられますので、今後ともそのようなことも考えていただければと思うんですが、あくまでこれは要望ですが、よろしく今後とも検討していただけますようによろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 自治会等、地域の方が地域の道、草刈り等をやっていただいております、これは非常にありがたいことでございますし、自走式の草刈り機があれば楽にできるんだという話も、それは十分理解するところでございますので、そういったことについては検討させていただきたいと思っておりますし、やはり町道際の草が生い茂っている、町道にかぶっていると、なかなか歩きにくい状況が出ているという状況でございますので、そういったことについては前々から地域で草刈り等をやっていただいておりますということで、これを進めていくために、やはりちょっと高齢化もしていますので、それは検討していきたいなと思っております。

また、先ほど課長のほうから答弁させていただいたように、耕作放棄地等々の管理を意識している人がシルバーに頼んでやられると、これはもう当然のことで、自己所有地の管理という

ことでは大変やっていただいて当たり前かなと思っているところでございますけれども、一方で不在地主等ですね、完全に放置して、どうなっても知らんと、我関せずという方が、何とか草の守りをしていただきたいというのは町としての思いでもございますので、そういったところ、兼ね合いながら考えていかなきゃいけないと思っているところでございます。

シルバーのほうで今貸出し等をやったらどうかという御提案もございますが、その要件については、これは先ほど課長の答弁のとおり、今後要件等を検討させていただいて、できるだけ前向きに、シルバーのほうを取得して、町内の環境整備に協力していただけるような、そんな方向に進められればやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これで8番 高木博之君の一般質問を終わります。

続きまして、1番 北村一磨君。

〔1番 北村一磨君 一般質問〕

○1番（北村一磨君） 議長のお許しをいただきましたので、私からは移住・定住政策の推進について質問をさせていただきます。

現在関ヶ原町を取り巻く環境は様々な課題に直面していますが、人口減少については最大の問題であると考えています。今回は、この問題の一つの解決策として、移住・定住政策について質問します。

我が国の人口は2008年をピークに人口減少が進んでいますが、当町においては高度経済成長期の終盤である1970年代より人口減少の傾向にあり、その対策は大変難しいものと考えます。とはいえ、人口減少を緩やかに、もしくは出生数の増加を進めていかないと、持続可能なまちづくりは進められません。多くの自治体が同様の問題を抱える中で、特色ある住みよい魅力的なまちづくりを通じて、移住者、転入者を増やし、また定住促進、すなわち転出者を減らすことに挑戦し、成果を出している自治体が出てきています。

まず移住政策に関してですが、今年度、当町で移住ツアーが開催され、私は参加者と交流させていただきました。その中で皆さんから移住への思いを聞き、次の展開が必要だと痛感しているところです。移住者を今後増やしていくには、1. 効果的な情報発信、2. 魅力ある雇用の創出、3. 子育て支援の強化、4. 住む場所の確保など、様々な課題があると考えられます。

特に子育て支援については、現在子育て支援拠点施設の建設を進めていますが、前回の一般質問において教育長より、ゼロ歳から15歳までつないだ保育・教育ができればなど、期待が持てる答弁をいただきましたが、この拠点施設では具体的にどのような子育てサービスが受けられるのか、またその情報発信をどのように進め、移住ツアーの次の展開として何を進められるのかを伺います。

現在、全国の約40か所で保育園留学の取組が進められています。これは、一、二週間家族で地域に滞在し、子ども主役の暮らし体験をするというものです。子どもは地域の保育園に通い

ながら、家族で滞在することができます。短期間でも関ヶ原町に滞在し実際に生活することで、子育てのしやすい快適で利便性のあるまちを体感し、移住を決定する後押しができます。空き家等を活用し、このような取組も必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、定住政策についてです。若い世代が進学や就職のために関ヶ原を出て視野を広げていくこと自体は、これからの時代の流れを考えると、これも抑制することは難しいと思います。しかし、若い世代に選ばれるまちづくりを進めると、結婚を契機とした近隣市町への転出は抑えられるのではないかと思います。

結婚を契機とした方々に選ばれるまちづくりをしていくことが、結果として移住者増にもつながるのではないかと考えますが、そのためには何をすべきか、町長のお考えをお伺いします。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 移住・定住政策について答弁させていただきます。

人口減少を穏やかにするには、移住者の増加を促す取組が必要なのは十分承知しているところでございます。今年度、議員にも御参加いただき、移住ツアーを開催したところ、参加者からは大変好評をいただき、次の展開が必要だと感じたところでございます。

さて、現在進めております子育て支援拠点施設では、前回教育長が答弁したゼロ歳から15歳までつないだ保育・教育や子育てに関するサービスのワンストップなどを進め、令和8年度中のオープンに向け、さらに事業の拡充、充実を検討し、他市町にはない魅力的な子育て環境の充実を図ることとしております。この施設名称とは別に愛称を定め、さらにここでの取組のキャッチコピーなどをつくり、子育て支援、教育、観光、古戦場や移住促進などの枠を超え、総合的に関ヶ原のプロモーション及び情報発信をしていきます。

また、現在、町の子育て支援サービスを一覧にまとめたリーフレットを作成中であり、次年度、町内の子育て世帯への配付を予定しておるところでございます。

移住ツアーの次の施策の展開としては、お試し移住など、ある一定期間関ヶ原に滞在し、日常を体感してもらえる取組と、その前段として、お試し住宅ができる物件の選定及び整備を進めてまいります。

次に、御提案の保育園留学は、民間企業が商標登録をしておりますので、この言葉は使えませんが、類似した取組を行っている自治体を参考に検討していきたいと考えております。いずれにいたしましても、子育て世代に移住体験のプログラムの提供を進めるには、こども園に弾力的に入園できる仕組みが必要ですので、併せて検討してまいります。

令和7年度予算では、これらの関ヶ原を担う若い世代や子育て世代に選ばれるまちづくりを進めることを旨として編成したところでございます。公園整備、子育て支援やインフラ整備など、まちの価値を高める取組が結婚を契機とした方々に選ばれるまちづくりと考えているとこ

ろでございます。

多くの地方自治体が人口減少を食い止めるための施策にどうしても目が行きがちでございます。そのため、他自治体の施策に必要以上の競争心を抱き、ゆえに独自のらしさが失われていっておるといふうに感じております。よい事例は参考にしつつ、関ヶ原らしさを醸し出されるような施策の推進を図り、あらゆる世代の方々が関ヶ原に住み続けたい、住んでみたいと思われるまちづくりを進めてまいりたいと考えているところでございますので、御理解また御支援よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） 再質問を許します。

〔1 番議員挙手〕

1 番 北村一磨君。

○1 番（北村一磨君） 情報発信に関してですけれども、移住したいと考えている人と移住を受け入れたいと考えている地域をマッチングするような移住支援サイト等がございますので、そちらのほうにも幅広く登録していただいて、広く情報発信することが重要だと考えておりますが、その点についていかがか、お考えをお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） 支援サイトを活用していきたいと思っておりますが、一部の有料のサイトもございます。費用対効果を鑑みながら、また関ヶ原での日常生活が想像できるプロモーションができるよう取り組んでまいりたいと思っておりますので、それらができるような体制になりましたら進めてまいりたいと思っております。

○議長（谷口輝男君） 再々質問を許します。

〔1 番議員挙手〕

1 番 北村一磨君。

○1 番（北村一磨君） 移住・定住についてなんですけれども、そのことを考えている人にとっては人生の選択そのものだと思っております。このことに対して、その政策を進めるのであれば、行政としての体制を今以上にしっかり整えるべきだといふうに考えておりますが、その点について町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） こういった施策を十分に進めてまいりたいと思っているのは私も思っております。

ただ、今、職員の体制等を考えて、その中で目いっぱいのところ頑張っているのかなといふうに思っておりますが、今後そういった体制をもうちょっと充実を図ることができないか、

また担当業務の関係等、そういったことも含めて考えていきたいと思っております。

ただ、いずれにしましても、関ヶ原町の状況の中で何とか人口を維持する、移住・定住という形で入ってくる人ばかりじゃなしに出ていかない、こういった施策も必要だというふうに思っておりますので、そういった施策について何ができるか、また財政的な面からも検討を進めながら、着実に進めてまいりたいと思っております。

○議長（谷口輝男君） これで1番 北村一磨君の一般質問を終わります。

続きまして、5番 田中由紀子君。

〔5番 田中由紀子君 一般質問〕

○5番（田中由紀子君） それでは、私は、1番、空き家の利活用促進と町営住宅について、2番、タクシー不足問題とデマンドタクシーのサービスの拡充について質問を行います。

1番、空き家の利活用促進と町営住宅について。

総務省が実施した2023年住宅・土地統計調査で、賃貸や売却用を除く空き家は全国で900万戸あり、総住宅数の13.8%を占める過去最多となる結果が発表されました。関ヶ原町での空き家調査は2016年調査で168件となっていますが、今後も明らかに増えていくものと予想されま

す。

町としても空き家バンクほか、空き家対策に努力されていますが、これまでの空き家バンク登録件数、成約件数、また年間の問合せ件数を伺います。

町ホームページで空き家バンクを時々拝見していますが、登録物件が10件に満たない状況であり、移住希望者や定住希望者が選べる数ではなく、いかに登録を増やすかが課題ではないでしょうか。

先日、知り合いの方に空き家バンクの登録を勧めたところ、家具や仏壇の処分の荷が重い、どんな人が借りるか不安と言われました。空き家所有者にとってはハードルが高く、問題を先送りにしていると感じました。同時に、このハードルを下げれば登録の可能性は出てくると思います。

高知県四万十町は、中間管理住宅制度を利用して移住者を増やしています。町が空き家の所有者から固定資産税の範囲内で借り受け、リフォームし、最長12年の更新契約で移住希望者に貸し出します。契約終了後は所有者に返還され、売却や引き続きの借家契約も可能になります。リフォームの財源の半分は国の補助がつくという制度です。町が所有者と移住者の間に入ることによって、双方の安心感につながり、空き家の利活用を促進するものです。四万十町はこの10年で752組の1,069人が移住しているとのこと。ぜひ関ヶ原町もこの制度を使い、空き家の利活用を進めてはどうか伺います。

次に、町営住宅について伺います。

中山住宅、御祭田住宅、天満住宅がありますが、全部で何戸あり、そのうち入居戸数、入居

可能な空き戸数を伺います。

町営住宅は、昭和44年から建てられており、建築年数も40年から50年は過ぎています。トイレ環境など現代に見合わない造りで、若い世帯が入居しにくい状況となっています。町の総合計画には町営住宅の適正管理と老朽住宅の廃止とありますが、今後どうしていくか町としての方針を持つべきではないでしょうか。

空き家を資源と位置づけて町営住宅化するなどの方法もあるのではないかと思います。町長のお考えを伺います。

同時に、現在ある町営住宅の適正管理が必要です。前に入居希望者と一緒に住宅内を見せてもらいましたが、退去時に残された家具やごみらしきものがそのまま置いてあったり、素足で上がるには随分抵抗がある汚い部屋もありました。様々な事情で入居を希望される方が今後も一定数いると思いますので、もう少しきれいな状態にすべきではないでしょうか。

2番、タクシー不足問題とデマンドタクシーのサービスの拡充について。

歯医者に行くことになった、出産時にタクシーを使いたい、救急で病院にかかりたいなどのときに、タクシーを呼んでも配車できないと言われ困ったという声が寄せられました。いざというときにタクシーが使えないのは不安で仕方ありません。現状がどのようになっているかお聞かせください。

タクシーは住民の足を守る重要なインフラだと思います。改善に向け、町としてタクシー会社に働きかけるなどの何らかのアクションを行っていただけませんか伺います。

次に、デマンドタクシーについてです。

関ヶ原町は、75歳以上の高齢者等が1回500円でデマンドタクシーが利用できます。ふれあいバス乗り場まで行くのが大変な方や荷物が重い場合など、助かるサービスです。その先進となった神戸町は、ばらタクサービスとして神戸町内の利用に限定していたものを昨年10月から大垣市民病院、徳洲会、西美濃厚生病院の3つの医療機関にも利用可能にしました。利用料200円を払い、2,500円の限度額を超えた分は利用者が負担するというものです。大垣に近いという地理的な条件もサービス向上につながったと思います。

高齢者からは、関ヶ原駅の階段が大変なので、せめて垂井までふれあいバスを走らせてくれたら助かるのにという声が寄せられています。神戸町のように町外にも行けるよう、関ヶ原町もこのデマンドタクシーの運行範囲を拡充していただけませんか伺います。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） まず、1点目の空き家の利活用促進と町営住宅についてでございます。

私からは、空き家の利活用促進について答弁させていただきます。

御質問いただいた空き家バンクの登録件数について答弁をさせていただきます。これまで空き家バンクに登録された空き家は41件、うち売買など成約に至った件数は31件、年間の問合せ件数は令和4年度で18件、令和5年度で7件、令和6年度は現時点で33件となっております。

また、岐阜県宅地建物取引業協会が主催される不動産無料相談会が、年に1度、役場1階の町民ホールで開催されており、今年度は5件の相談があったと報告を受けております。

空き家バンクの登録物件を増やすことは、移住希望者の受皿を確保することはもとより、空き家の状態を放置することで老朽化が進み、倒壊や犯罪につながるおそれもあることから、町民の安心・安全な生活を確保する観点からも積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

議員から御指摘があったように、空き家所有者の不安を解消することが登録物件の増加につながると考え、固定資産税納税通知書に空き家バンクのチラシの封入、空き家所有者が家財道具などを処分する費用の一部の助成、空き家のリフォームの助成や利用希望者との交渉は岐阜県宅地建物取引業協会に仲介を依頼して、安心して登録できる環境づくりを進めております。引き続き、その取組を進めてまいります。

また、議員から御提案いただいた高知県四万十町の事例は、町が借り受け、リフォームして貸し出す仕組みということですが、利用希望者が自身の思いでリフォームした家に住みたいというニーズもあることから、空き家所有者と利用希望者の意向を把握しながら検討していきたいと考えております。

○議長（谷口輝男君） 兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

続きまして、私からは町営住宅について答弁をさせていただきます。

現在管理している総戸数でございますが、中山住宅を含め、総戸数132戸でございます。そのうち入居戸数が69戸、入居可能な戸数は現在17戸といった状況でございます。

次に、町営住宅の今後の方針についての御質問ですが、議員の御質問にありますとおり、町営住宅につきましては総合計画で適正管理と老朽住宅の廃止と位置づけておりますので、生活環境を確保するための予防保全に努め、適正な管理を行うとともに、老朽化が著しい住宅につきましては順次解体除去を図る方針は、現在も変わりはありません。

また、空き家を資源として町営住宅化するなどの方法はどうかとの御質問ですが、現在空き戸数を多く抱えている状況でございますので、さらに民間の空き家を取得して町営住宅にするということは、現在は考えておりません。

なお、適正管理につきましてはですが、常に心がけているところでございますけれど、建設から40年から50年余りを経過している建物でございますので、経年劣化で古くなってきておりま

す。議員が御覧になってもそのような印象を受けられたとっております。また、退去時に残された家具やごみにつきまして、そのまま放置してあるということはありませんが、退去されてから年月の経過がありますので、汚れが目立つ部屋もございます。

新たに入居者が決定した場合におきまして、入居前に清掃し対応しておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） 高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） 続きまして、私からタクシー不足問題とデマンドタクシーのサービス利用の拡充について答弁させていただきます。

初めにタクシーの運行状況ですが、町内には岐阜近鉄タクシー株式会社の待機所がJR関ヶ原駅南側にあり、8時から18時ぐらいまで対応し、常時1台から2台体制となっております。

必要なときにタクシーが利用できない状況についてですが、平日の午前中、通院するためのタクシー利用が増えることから、タクシー事業者に対し、その時間帯だけでも台数が増えないか要望していることもありますが、タクシー業界では深刻な運転手不足となっているため、町内に待機する車両の増は見込めず、近隣市町から配車する形となっておりますが、近隣市町でも同様の状況があるため、予約が重なるときは仕方なくお断りするケースがあるとのこと。

タクシーの実稼働台数は減少傾向にあるため、利益が見込めないエリアでは待機台数が限られてしまい、本町においてはデマンドタクシー事業を実施することで、現在の台数を維持、さらにタクシー事業の維持をしていただいているのが現状でございます。

タクシー不足の問題は、住民の移動手段を確保するという観点から、事業者だけの問題ではなく、行政も一体となって取り組む必要があると考え、例えば日本版ライドシェア、これはタクシー事業者が主体となって、一般のドライバーが自家用車を使って有料で人を運ぶサービスでございますが、これらの導入についても事業者としっかり協議していきたいと考えております。

また、デマンドタクシーのサービス拡充についてですが、現在の利用件数は令和5年度で427件、令和6年度は2月末現在で661件と増加傾向であります。今後もより多くの方に利用していただくことで、タクシー事業者が関ヶ原町内での運行を継続し、町民の皆様が安心して生活していただくことにもつながりますので、町民のニーズに合ったサービスを実施することは重要であると認識しております。

一方で、デマンドタクシーの運行範囲を広げることで1回当たりの利用時間が長くなり、必要なときに配車できない事案が増えることも懸念されます。

このようなメリット・デメリットを精査し、タクシー事業者との連絡を密にしながら、ふれあいバスの利便性向上も含め、よりよい方法を検討してまいります。

○議長（谷口輝男君） 質問項目の1の再質問を許します。

[5 番議員挙手]

5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） ありがとうございます。

中間管理住宅制度の取り入れについて、空き家利用者のどういうリフォームをしたいかという意見もあるので、その辺を鑑みて考えたいということでしたが、結局その前提となるのが空き家にいかに登録してもらえるかということかと思うんですね。近所を見渡しても、今後5年、10年の間にあそこもあそこもという目に見えて空き家が増えていくんじゃないかというふうに心配しております。先ほど、問合せも令和6年度は33件あったということで、非常に増えている傾向にあるというふうに思いまして。

関ヶ原町が、平成28年に空き家の実態ということで調査をされました。結局、その中で空き家バンクに登録したいというのは、52名中半分が登録したいと言われました。そのうち登録したくないというのが半数見えました。やっぱりいかに登録してもらおうかという視点でいうと、登録をしたくない人の回答は、結局、改修工事をする負担が大きいということと一度貸し出すと返してもらうのが大変だからという2点だったんですね。

私が知り合いに登録を勧めたところ、やっぱり家具とか仏壇をどうしていいかわからないという、その辺のハードルが非常に高いんだなというふうに思いまして、今いろいろリフォームの補助や家具処分の補助と言われましたけれども、そういうのをひっくるめて町がやれば非常にハードルは低くなるんじゃないかという思いの中で提案させてもらったんですね。ぜひその辺はどういうふうにお考えになるか伺いたいと思います。

それから、町営住宅の件なんですけど、適正管理しているとおっしゃいましたが、本当に実態は前のごみがちょっと散乱した状況もあるんです。

[「ない」 の声あり]

いや、あります。あれ、これ前の人が使ったやつやなというのは、もちろん全部が残っているわけじゃないですよ。でも、一部何かそういうものが残っていたりしているし、何かカーテンも破けたようなものがあつたりとかしています。幾ら町営住宅が古くなって、ほこりも立つてということがあるかもしれませんが、やっぱり入居者は一回見て入られると思うので、見たときにここに入りたいというふうに思ってもらわないといけないので、やっぱりせめてきれいにさせていただくということをやっていただきたいと思います。その辺伺うのと。

もう一つ、入居するときに風呂釜がないので風呂釜を設置しなければならないということは、これは非常に入居者にとってはハードルが高い、お金もかかる。もう一つは、やっぱりトイレの環境が悪いということで、トイレ環境も何か考えなければならないんじゃないかと。その2点をどうされるか伺いたいと思います。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） まず仏壇等の家財処分についてですが、まず行政がやるにしても仏壇等の処分についてはハードルが高いというふうに思います。これは所有者自身がやっていただく必要があるというふうに思っております。

また、リフォームをこちらでして、四万十町のように公開する。その間、そのリフォーム費用そのものを先に払うという形になりますので、その辺りを少し精査して、あるべき形を考えていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、空き家バンクに登録されるだけではなくて、例えば不動産屋さんが売り出していただくということも市場に流れる、流通することによってございますので、空き家バンクに登録することだけに主眼を置くのではなくて、いかに流通するかということも考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（谷口輝男君） 兒玉産業建設課長。

○産業建設課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

町営住宅の管理の件でございます。

今回、一般質問をいただきまして、一応総点検という形でさせていただきました。おっしゃるようなところは実はないんですけど、ただ汚いと言われると汚いかもしれないですね。古いですので、どうかといたら、私の印象としてはこんなもんだらうというところが本音でございます。ぴかぴかになるということはないです、やっぱり、年数がたっておりますので。

中でも、しかしながら、御祭田と天満住宅、それについては、やはり需要があった場合すぐに、こちらはどうかというような、お見せできるというか、割ときれいな物件ですね、それについては御用意してありますので、御覧になりたいということがあったら、そこを御紹介させていただくという体制は取っております。

それ以外のところ、例えば裁判で出ていっていただいたところとか、そういったところはどうかということ、ひどいありさまです。壁紙は剥がれ落ちていたり、そんなような状況でございますので、それを手を入れていつでも入れるようにする必要があるかと思ったら、やっぱりありませんので、その辺は御理解いただきたいなと思います。

参考までに言いますと、令和になってから、令和4年度ですかね、1件申込みがあっただけです。それ以外全然ないんですよ、現実には。そのような状況でございますので、将来構想につきましても考えていかななくてはいけないと思うんですけど、そういった実態も考えながら進めていかなあかなというふうに思っているところでございます。

それから、風呂を持ち込むのは大変だということでございますけれど、確かに大変なんですけれど、町営住宅というのは、これはうちの町に限らず、風呂釜というのはどこの町も持ってって居住されております。隣にあります宮代の県営住宅でも同じですし、垂井の町営住宅でも

同じです。風呂釜、こういった古いやつですね、新しいやつは別ですよ。古いやつについてはそのようなことをございますので、そこにまた風呂釜をうちが設置してどうぞというのは、ほかの現在の居住者の方との均衡も図れませんし、ちょっと難しいかなというのが思っております。

もう一点、トイレの件です。下水道が普及しているのにとということもあるかと思えますけれども、いかんせん料金の体制が、今非常にお安く提供させていただいております、例えば中山住宅でいいますと3,700円からなんです。最高でも1万1,200円。これが御祭田でも5,400円とか、天満でも8,900円ですね。そういった料金でお住まいいただいております。これに町がまた追加の投資をして水洗便所にしますよということになると、どうしても料金が跳ね上がってしまうんですね。近傍同種ということになりますと幾らになるのかちょっと分かりませんが、またきれいにリフォームしたらその分料金も上がってしまうといったのが公営住宅の制度でございますので、その辺も考えながら進めていかなあかなというふうに思っているところでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） 質問項目1の再々ですね。

〔5番議員挙手〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） ありがとうございます。

努力はされているとは感じておりますが、今後これからどんどん増えていく空き家について、やっぱり資源ということで捉えていかないともったいないし、まちの活性化という点や人口減少を食い止めていくという点でも非常に核となっていくんじゃないかというふうに思っていますので、いろんな問題はあるかもしれませんが、空き家の利活用についてぜひ力を入れていただきたいと思うんですが、その辺の取り組む姿勢ですね、その辺町長にお伺いしたいと思います。

それから、町営住宅ですけれども、確かに人口減少の中、新たに借りる人は少ないという状況を私も感じております。

しかし、先ほど述べられたような大変安い家賃で入れるというのは、今この不景気の中、本当に困った人が一定数はいると思いますので、そういう方々が安心して入れるような住宅にしてもらわないと本当に困るなというふうに思っていますので、その辺の生活困窮者というか、その受皿になることはやっぱり町の重要な役割だと思っておりますので、その辺お考えを伺いたいと思います。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 空き家の利活用、これは大変町としても空き家で放置するよりも移住・

定住という形で御利用いただくというのは非常にメリットがあることだと思っております。

町としても今いろんな制度、助成制度ですね、登録をしていただくということ、またリフォームの助成金、移住していただいた場合の助成金等々、いろんな助成金制度も設けているところでございますが、昨今、よその市町の状況を見ますと、その補助額をつけ出したところでは非常に多額の金額を出しておるといっても見受けられるようになってまいりました。関ヶ原町では30万円というのを一つのベースとして出させていただいておるんですけども、100万円とかいうところもあると。そこまでは行けないにしても、やはりもうちょっとそういった面でのメリットですとか、そういったものも考えていく必要が今後出てくるんじゃないかというのは、内部でも話をちょっと出しておるところでございます。

今後、そういったことで、ちょっとでも使いやすい制度の中で来ていただければと思っておりますし、そのほかにやはり関ヶ原そのものへ来たいというように思っただけのような施策推進ですね、こういったことについても考えていかなきゃならないだろうというふうに思っております。

また一方で、町営住宅の安心・安全ということも先ほど言われましたけれども、確かに老朽化がちょっとし過ぎて、若い人がここから入りたいかという、私も若い人はもう絶対無理だろうなと思うところがございます。

そんなことから、町としても、新たなものを建てて、そこに若い人たちが来ないかということは今年度から検討をしておるところでございます。先進地と言われるようなところも視察に行かせていただいております。そのところを1か所だけ見て是非を判断するわけではございませんけれども、やはりそういった先進地の事例等も考え、また財源等ですね、それを考え、町としてどういったものを進めるのがいいのか、これは今も検討中でございますので、何とかいい方法が見つかるようにこれからも努力してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） では、項目2の再質問を許します。

〔5番議員挙手〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） タクシー不足問題です。

ある方が私に、こういう話を聞いたよということで教えてくださいました。

前日にタクシーの予約の電話をしたが、予約ができず、当日の朝電話してくれということで当日の朝電話したんですけど、1時間も2時間もかかるということで困ったという話を教えてもらって、車がない人はみんな困っておるよというふうに言われました。

あと、出産予定日に家族がいない場合、タクシーを呼んで病院に行かないかんのですけれども、つかまらないかもしれないので、近所の人に頼むね、頼むねとってお願いして回ったと

いうことも話を聞きました。

このように、やっぱり本当にいざというときにタクシーが来ないというのは本当に不安だろうなというふうに私自身も感じています。

私自身も、先ほど言われた運転手が足りないというタクシー業界の問題についていうと、なかなかそれに対する対案をここで言うことはできませんが、もっともっとやっぱり働きかけていただけないかということは切にお願いしたいと思います。

また、そのほかの、近鉄さんだけではなく、垂井にはスイトタクシーさんも営業所を持っておられるみたいなので、垂井からの配車にはなるかもしれないんですけども、そういうところのお願いとか、そういうこともできないかというのを伺いたいと思います。

それから、デマンドのタクシーですけれども、これも駅のエレベーターがないということで本当に強く設置が求められているんですけども、すぐにはできないということで、当面の措置としてやっぱり垂井まで、垂井駅まで行けば、そこからエレベーターに乗って大垣まで行けば何とかなるというようなこともありまして、結構やっぱり垂井駅まで関ヶ原をすっ飛ばして乗せてもらうとか、そういう方も多いんですね。ですので、これはぜひとも検討していただきたいというふうに思います。

そういう困っておると、住民の方が非常に困っておるということを取りあえず訴えたいと思いますが、伺いたいと思います。

○議長（谷口輝男君） 答弁を求めます。

高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） タクシー事業者への働きかけですが、もちろんしておりますし、また大垣交通圏タクシー準特定地域協議会というのも関ヶ原町に入っただき、その会議でもそのことはお願いしているところですが、タクシー業界だけではなくて、バス業界、トラック業界、全てにおいて運転手不足ということで、意見がそこで止まってしまうという現状でございます。

とはいえ、町のホームページでも協力して近鉄タクシーさんの乗務員募集の項目を設けて上げさせていただいておりますので、共に協議しながら進めてまいりたいと思います。

あと、1点、垂井町までどうかかという意見でございますが、現在、西美濃創生広域連携推進協議会において、公共交通のことについて連携できないかという会議を設けております。その中では、各市町村でハブ機能を整備して、例えばそこまで関ヶ原が運ぶ、そこからは垂井町が運ぶというようなこともできないかという検討をしていくという会議を進めておりますので、そういった状況も見極めながら、よりよい方向に進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（谷口輝男君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 垂井駅までのタクシーの利用の件ですね、田中議員も十分理解してみえると思いますけれども、関ヶ原の利用者を増やさないと改修ができない、そういう状況の中で、垂井のほうへ行ってもらおうと関ヶ原のほうは利用が少なくなるということでございますので、そこら辺十分考えなきゃいけないと思っております。

関ヶ原町としては、今、近鉄バスのほうの助成金、上石津から来るバスのほうですね、広域交通という形で助成金を出させていただいておりますが、正直、以前、関ヶ原の町民の利用はないということでカットをさせていただいたことがあります。しかしながら、ちょっとでも関ヶ原の利用者を増やすという観点から、今、助成金を復活させていただいて、上石津からの方が利用するように努力をしているところでございます。

その一方で、関ヶ原駅の利用者を垂井のほうへ回してしまうとなると、JRのほうからすると、関ヶ原はもう垂井のほうのバスやらせておるで、町のほうでそういう体制をするだろうというふうにとられたら、関ヶ原駅のバリアフリー化についての交渉は非常にしにくくなるというふうに思われますので、そこら辺慎重にJRとの対応を見ながらやっていかないと、これは難しい問題に発展しかねませんので、そこら辺は十分御理解を賜りたいと思っております。

○議長（谷口輝男君） 項目2の再々質問をお願いします。

〔5番議員挙手〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） タクシー事業者とのいろんな交渉は引き続き進めていただきたいと思っています。

それと、最後の町長の答弁にちょっと反論させていただきたいんですけど、結局今本当に困っている人は、あの階段が本当につらいんですよ。だから、利用者を増やすというのは同じ思いです。だけど、本当に上れない。皆さん、手すりをこうやって上っていかれるんですけど、病気の方も本当につらい思いをされてみえます。いろいろな声を聞くので、本当につらい、関ヶ原の階段はつらいということを言われます。そういう方々がやっぱりいかに安心して関ヶ原町に住んでもらえるかと考えたときに、やっぱりそういう垂井まで行く方法もあるんじゃないかという提案です。

もう一つ、また次回かいつかエレベーターの問題も取り上げさせていただきますが、町の姿勢を示すのはそこだけではないと思うんですね。やっぱりそれ以外の方法もいっぱいあると思いますので、そこだけはちょっと反論させていただきたいと思います。

○議長（谷口輝男君） 答弁は。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 私も別に高齢者の方、また身体に不調がある方が関ヶ原駅の階段を上り下りするのが非常に苦痛だということを全然理解していないわけじゃないんです。私自身もや

っぱり体調が悪いときにあそこはえらいなと思いながら上がったこともございます。また、多くの方がそうやって苦勞して上がってみえるのも見ております。何とかしてあげたいという思いは同じでございますが、それを簡単にタクシーの助成をするということをやることによって、関ヶ原の駅のエレベーター設置等々、バリアフリー化についての進度が遅れることがあるんじゃないかと、そこら辺が、それとこっちは別やと言われる論もあるかと思っておりますけれども、JRがそういうふうにとられたら交渉もしにくくなるということも十分考えなきゃいけないと。

だから、そこら辺をJRの対応の仕方というものを探りながらやっていかないといけないということを申し上げたのであって、やらないという意味ではないので、そこら辺は十分に御理解賜りたいと思っております。

○議長（谷口輝男君） これで5番 田中由紀子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時25分

○議長（谷口輝男君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第9号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第3、議案第9号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第10号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第4、議案第10号 関ヶ原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第11号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第5、議案第11号 関ヶ原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第12号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第6、議案第12号 関ヶ原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第13号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第7、議案第13号 関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第14号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第8、議案第14号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第15号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第9、議案第15号 関ヶ原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第16号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第10、議案第16号 関ヶ原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第17号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第11、議案第17号 関ヶ原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第18号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第12、議案第18号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第19号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第13、議案第19号 関ヶ原町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第20号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第14、議案第20号 関ヶ原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第21号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第15、議案第21号 関ヶ原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第22号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第16、議案第22号 関ヶ原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第23号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第17、議案第23号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第24号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第18、議案第24号 関ヶ原町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第25号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第19、議案第25号 関ヶ原町グリーンウッド関ヶ原の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第26号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第20、議案第26号 関ヶ原町都市公園に係る移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第27号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第21、議案第27号 関ヶ原町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第28号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第22、議案第28号 関ヶ原町水道法施行条例の一部を改正する条例
についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第29号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第23、議案第29号 関ヶ原町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第30号について（討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第24、議案第30号 関ヶ原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第31号から日程第34 議案第40号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第25、議案第31号 令和7年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金についてから日程第34、議案第40号 令和7年度関ヶ原町農業集落排水事業会計予算までを一括議題とします。

この10議案については、予算審査特別委員会へ審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過並びに結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 子安健司君。

○予算審査特別委員会委員長（子安健司君） それでは、お許しをいただきましたので、予算審査特別委員会の報告をさせていただきます。

付託を受けました議案第31号 令和7年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金についてから議案第40号 令和7年度関ヶ原町農業集落排水事業会計予算までの10議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、今定例会第1日の会議において設置され、議案の付託がなされた後、令和7年3月11日午前9時より役場大会議室において委員全員の出席によって開催いたしました。欠席委員はございませんでした。

会議事件説明のための出席者は、西脇町長、藤田副町長、高木企画政策課長をはじめ、所管の担当課長、職務のための出席は、谷口議長、難波議会事務局長、西村書記であります。

審査は、各担当課長から概要の説明を受けた後、質疑を行い、予算内容について慎重に審査を行いました。

審査の結果、本委員会に付託を受けました10議案につきましては、議案第33号 令和7年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算及び議案第34号 令和7年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、賛成多数により原案のとおり可決するものとし、その他8議案は全会一致をもって原案のとおり可決するものと決定して、午後3時50分に委員会を終了いたしました。

なお、附帯意見として、次の事項に留意して取り組まれることを求めるものであります。

本町において、今後も長引くと予想される人口減少により、経済規模の縮小や税収の減少などの影響が強く出ており、また少子高齢化に伴う社会保障関係経費や公共施設の老朽化に伴う

施設の更新経費の増大により、財政状況はますます厳しい状況であります。

令和7年度予算は、一般会計63億580万円、特別会計、企業会計を合わせて37億2,344万5,000円、総額100億2,924万5,000円と過去最高規模となっており、そのことにより歳入では、1億円の地方交付税の増額、5億4,000万円の基金の取崩し、17億7,500万円の過疎対策事業債の借入れ等、過去経験したことのない多額な依存財源による予算編成となっております。歳出では、子育て拠点施設の建設をはじめ、町民体育館の耐震改修工事等、公共施設の老朽化に伴う整備費をはじめ、DXを推進するための関連経費や各種計画の策定経費等、多大な予算が計上されております。

今後、財政状況はさらに厳しさを増すことが見込まれることから、持続可能な行政運営を目指していくため、各施策事業の実施に当たっては、施策の必要性、緊急性等を十分吟味し、真に必要なものか都度検証するとともに、最少の経費で最大の効果を上げる創意工夫、また実施計画の検証と評価を求めます。

また、総合計画や過疎地域持続的発展計画等に上げられた施策等を計画的かつ堅実に進めるために、特に大きな事業を進める場合、他事業においては支出を抑制するなどスクラップ・アンド・ビルドを念頭に置く等、限られた財源を適切に配分し、将来に備え積み立ててきた基金や過疎対策事業債などを計画的に活用され、将来を見据えた財政の健全運営を図られることを強く望みます。

以上、本委員会の審査において出された意見について真摯に受け止め、今後の財政状況等を見極めつつ、計画的かつ適正に執行されることをお願い申し上げ、予算審査特別委員会の委員長報告といたします。以上です。

○議長（谷口輝男君） これより委員長報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これより順次、討論、採決を行います。

日程第25、議案第31号 令和7年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第26、議案第32号 令和7年度関ヶ原町一般会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第27、議案第33号 令和7年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

最初に、反対討論を許します。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 議案第33号 令和7年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

こども未来戦略で2024年から2026年までの3年間で集中的に取り組む加速化プランを進めるために、給付と財政面の改革を一体的に行うという子ども・子育て支援法が2024年に改正されました。給付面では、児童手当の拡充や妊婦等の経済的負担の軽減、共働き・共育ての推進など、個々の施策が進められました。

一方、そのための財源は、医療・介護の給付削減と医療保険の保険料に上乗せして徴収する子ども・子育て支援金制度の創設とされました。支援金の上乗せは、令和8年度から徐々に引き上げ、加入者1人当たり平均は後期高齢者医療で月350円、国保では月400円になると説明がありました。また、社会保険加入の人も負担増となります。国民皆保険を悪用した新たな増税ではないでしょうか。

そもそも医療にかかる費用を国民全体で支え合うという公的医療保険制度に子育て支援を充てることに整合性がありません。物価高で苦しむ状況の中であり、ましてや子育て中の世帯にも負担増となり、子育て支援と矛盾することにもなります。

令和7年度の予算案は、この制度へのシステム改修費用が含まれており、賛成することでは

きません。

以上の理由で反対といたします。

○議長（谷口輝男君） 次に、賛成討論を許します。

〔挙手する者あり〕

6番 松井正樹君。

○6番（松井正樹君） 議案第33号 令和7年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

令和7年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ1億7,100万円とする前年度比1,660万円増額の予算となっております。

増額の要因としましては、年々被保険者が増加していることもございますが、令和7年度については、情報システムの標準化に伴うガバメントクラウド関連経費の増額や電算システム改修委託料等の増額によるものと考えられ、適正な予算措置であります。

電算システム改修委託料における子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修については、令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度のため、保険料と併せて支援金を拠出いただくためのシステム改修であり、その経費は国が100%負担するものであります。

支援金制度は、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みであり、支援金を医療保険料と併せて高齢者や企業を含む全世代・全経済主体から拠出いただくことで、現役世代の拠出額を低く抑えることができ、間接的に子育て中やこれから結婚、子育てを考える若い世代を応援することができます。

未来を担う子どもたちのためには、全世代で応援することが不可欠であるとともに、高齢者が住み慣れた町で安心して医療を受けられるために、国民皆保険制度の持続性を高め、広域連合とも連携し、適正に事業を遂行されることをお願い申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（谷口輝男君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおりを決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は可決されました。

日程第28、議案第34号 令和7年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算の討論を行います。

討論はありませんか。

最初に、反対討論を許します。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 議案第34号 令和7年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について、反対の立場で討論を行います。

先ほど、後期高齢者医療の反対討論と同等の理由で反対をいたします。

財源論でいいますと、この子育て支援金制度ではなく、ゆがんだ税の集め方を是正すること、私たちは大企業や富裕層から負担できる税収を求めます。同時に、この国会で今審議されております国家予算の中でも防衛費が増大しているという問題をきちんと見ていくべきだというふうに思っております。

以上、反対といたします。

○議長（谷口輝男君） 次に、賛成討論を許します。

〔挙手する者あり〕

6番 松井正樹君。

○6番（松井正樹君） 議案第34号 令和7年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

令和7年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、歳入歳出それぞれ7億1,210万円とする前年度対比8,320万円減額の予算となっております。

減額の要因としましては、令和6年度見込みやこれまでの実績を踏まえて算定した保険給付費の減額や県への給付金の減額によるものでございます。

特定健診事業においては、令和6年度に引き続きはがきによる受診勧奨や個別受診を開始するなど、積極的な姿勢による予算の増額や、後期高齢者医療特別会計予算と同様に電算システム改修委託料の一部増額がございしますが、適正な予算措置であります。電算システム改修委託料における子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修については、後期高齢者医療特別会計予算の賛成討論と同様な認識をしておるところであります。

被保険者が安心して医療を受けられるための健全運営や、積極的に保健事業を遂行されることをお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

○議長（谷口輝男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第35号 令和7年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第30、議案第36号 令和7年度関ヶ原町介護保険特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第31、議案第37号 令和7年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第32、議案第38号 令和7年度関ヶ原町水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第33、議案第39号 令和7年度関ヶ原町公共下水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第34、議案第40号 令和7年度関ヶ原町農業集落排水事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第35 議案第41号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第35、議案第41号 関ヶ原町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

藤田栄博君の退場を求めます。

〔副町長 藤田栄博君退場〕

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（西尾英典君） 議案第41号 関ヶ原町副町長の選任につき同意を求めることについて。

本町の副町長に、次の者を選任したいので、議会の同意を求める。令和7年3月18日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、関ヶ原町大字今須701番地の1。氏名、藤田栄博。生年月日、昭和35年10月1日。

○議長（谷口輝男君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第41号について御説明申し上げます。

現在副町長の藤田栄博氏の任期である令和7年3月31日の満了に伴いまして、引き続き同氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、令和7年4月1日からの4年間でございます。

何とぞ御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 反対ではありませんが、町民の方から時々、副町長なんか要るのかみたいなことを言われる方も見えます。それで、副町長にどういう役割を担っていただくのかということをお答えいただきたいと思います。

○議長（谷口輝男君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） それは認識の違いでありまして、中におりましては非常に重要だと思っているところでございます。

職務といたしまして、各種施策の推進するに当たりまして、私単独で決めるんじゃないに

ろいろ相談をさせていただいておりますし、公務の重複等の場合、こういった代理等もやっ
ていただいているというところがございます。まして一番重要なところにつきましては、内部職
員体制についてのことについてはおおむね彼が把握して運営をやっているということで、やは
り重要な任務だと思っておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

藤田栄博君の入場を求めます。

〔副町長 藤田栄博君入場、着席〕

ただいま副町長に選任同意された藤田栄博君が議場におられますので、挨拶をいただきます。

○副町長（藤田栄博君） ただいま議員皆様の御同意をいただき、改めて副町長としての重責の
重さに身の引き締まる思いでございます。

これからの町政は、人口減少問題、厳しい財政状況など、課題が多々ございますが、引き続
き西脇町長を補佐し支えてまいりますので、皆様方の今まで以上の御指導御鞭撻のほどよろし
くお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

日程第36 町議第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第36、町議第1号 関ヶ原町議会の個人情報保護に関する条例の
一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

3番 子安健司君。

○3番（子安健司君） それでは、町議第1号 関ヶ原町議会の個人情報保護に関する条例の
一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

議案は1ページから2ページ、議案資料は1ページから5ページでございます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に対応するとともに、所要の規定の整備を図るものでございます。

具体的には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項以降の項がずれることに対応するため、関ヶ原町議会の個人情報保護に関する条例第2条第10項中、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、第12条第5項の表中、「第2条第9項」を「第2条第10項」に改めるものでございます。

そのほかの改正につきましては、不適正な文言や字句を改める簡単な改正でありますので、説明は省略させていただきます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日より施行することとしております。

以上、簡単ではございますが、趣旨説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより町議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第37 町議第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第37、町議第2号 関ヶ原町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

3番 子安健司君。

○3番（子安健司君） それでは、町議第2号 関ヶ原町議会会議規則の一部を改正する規則に

つきまして御説明申し上げます。

議案は3ページから4ページ、議案資料は6ページでございます。

関ヶ原町議会の会議時間の変更の取扱いについて明確にするとともに、議場に入る者の服装、携帯品の禁止について現在の社会情勢に合わせる等、所要の規定の整備を図るものでございます。

具体的には、会議時間の変更の取扱いを明確にするため、第8条第2項の文言を改め、第3項を追加し、議場に入る者の服装、携帯品の禁止について現在の社会情勢に合わせるために、第102条の文言を改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日より施行することとしております。

以上、簡単ではございますが、趣旨説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより町議第2号を採決します。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第38 町議第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（谷口輝男君） 日程第38、町議第3号 関ヶ原町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

3番 子安健司君。

○3番（子安健司君） それでは、町議第3号 関ヶ原町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

議案は5ページから6ページ、議案資料は7ページでございます。

関ヶ原町議会における特別委員会の設置についての表現整理や常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任手続を明確にするため、所要の規定の整備を図るものでございます。

具体的には、第6条第2項において表現の整理を行い、第6条第3項の追加、並びに第7条においては、第2項から第4項を削除し、第5項から第7項を2項ずつ繰り上げ、第1項を第2項に繰り下げ、第1項を追加するという整理をすることで、委員の選任規定を明確にさせていただくものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日より施行することとしております。

以上、簡単ではございますが、趣旨説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（谷口輝男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより町議第3号を採決します。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本会議に上程されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会前に町長より御挨拶があります。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

今定例会、令和7年第1回ということで令和7年度予算の事業開始に向けて諸議案を出させていただき、41議案につきましてことごとく御賛同賜りまして誠にありがとうございました。

議案の提案説明等にもさせていただきましたけれども、関ヶ原町の一般会計におきましては過去最大の予算と、内容としましてはやはり中心が子育て支援拠点施設の整備ということでございまして、こういった施設整備を含め、これからの少子高齢化時代に適応する事業をこれからは推進していかなければならないということでございます。

特別委員会等からも御指摘もございましたように、事業を行うに当たりましてはスクラッ

プ・アンド・ビルド、また地方自治法にも定められておりますように最少経費で最大の効果を上げるべく、各事業の推進に当たりましては最大限の努力をしながら、より効果の大きいものになるように努めてまいりたいと思っております。

関ヶ原町の現状を何とか脱皮するためにも、我々理事者側だけじゃなしに、議員の皆様方にも今後の事業推進につきまして御理解と御協力、また御指導を賜りますように切にお願い申し上げまして、簡単ではございますけれどもお礼の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

閉会の宣告

○議長（谷口輝男君） これをもちまして、令和7年第1回関ヶ原町議会定例会を開会いたします。

閉会 午前11時07分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ヶ原町議会議長 谷 口 輝 男

会議録署名議員 松 井 正 樹

会議録署名議員 高 木 博 之